

## 公益社団法人沖縄市シルバー人材センター 適正な運営のための受注基準

この基準は、公益社団法人沖縄市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の適正な運営を推進するため、会員の就業機会の確保にあたっては、受託事業、独自事業、職業紹介事業及び労働者派遣事業を問わず、次に定める基準の  
の  
いずれにも適合する仕事（事業限定を除く。）について受注するものとし、一つでも適合しない場合は受注してはならないものとする。

### 基準1 高齢者に相応しい仕事に限る。

高齢者の能力・体力に見合ったもの

- ア 重量物の運搬等でない。
  - イ 動作の緩急が激しいものでない。
  - ウ 深夜（22時以降）の作業でない。
- 公序良俗に反しないもの

### 基準2 安全な仕事に限る。（重篤事故に結びつく恐れがないもの）

危険でないもの

- ア 足場の不安定な高所（2m以上）での作業でない。
  - イ フォークリフトやクレーン、プレス機等の重機器を扱うものでない。
- 有害でないもの
- ア 劇薬や毒性の強い農薬等を扱うものでない。
  - イ 強い悪臭等のある劣悪な就業現場でない。

### 基準3 請負・委任による引き受けが可能な仕事に限る。（受託事業、独自事業のみ）

仕事量（請負）や仕事内容（委任）による契約が可能なもの

- ア 受注額の見積・契約が人工計算によるものでない。
  - イ 発注者が就業会員や就業人数を指定するものでない。
  - ウ 発注者が会員の就業時間や休憩等を指示するものでない。
- 会員が独立し、独自の判断で履行できるもの
- ア 指揮命令や混在就業が発生しない。
  - イ 発注者の生産ラインに組み込まれない。

### 基準4 トラブル等の発生が見込まれない仕事に限る。

事故やトラブルが発生した場合に、損害賠償額が多額とならないもの

- ア 価額が高額な物品等を取り扱うものでない。
- 過去の受注において未収金が発生していないもの
- ア 2ヵ月以前の受注において未収金残がない。

センターが受注することで、地域団体等とのトラブル発生が見込まれないもの。  
ア 労働者の雇用の場を浸食し、又は労働条件等の低下を引き起こす恐れがない。

#### 基準5 その他

シルバー事業の目的に相応しいもの

適正な受託と就業のための自主点検表を適合するもの（受託事業、独自事業のみ）

法令に抵触しないもの

#### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。